

避難確保計画

(ひな形)

【施設名： 】

年 月 日作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3及び土砂防止法第8条の2に基づくものであり、洪水時や土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれのある場合等（以下、洪水時等）において、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項及び土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全てのものに適用するものとする。

4 防災体制

(1) 防災体制

次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	大雨警報（浸水害・土砂災害）発表 洪水警報発表 氾濫注意水位に到達 氾濫注意情報（相模川）発表 警戒レベル2	河川水位の情報収集 気象情報の情報収集 各班への連絡 避難経路の確認	注意体制配備要員
警戒体制	避難判断水位に到達 氾濫警戒情報（相模川）発表 高齢者等避難発令 警戒レベル3	洪水予報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	警戒体制配備要員
非常体制	土砂災害警戒情報発表 大雨特別警報発表 氾濫危険水位に到達 氾濫危険情報発表 氾濫発生情報（相模川）発表 避難指示発令 警戒レベル4・5	施設内全体の避難誘導	非常体制配備要員

※本施設に影響のある河川は 川・ない。

(2) 班構成

注意体制配備要員・警戒体制配備要員・非常体制配備要員は別紙1「班構成兼緊急連絡網」のとおり。

5 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、次のとおり。

気象情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 相模原市気象情報（ホームページ） <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ
洪水予報等水位到達情報 及び 土砂災害警戒情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 神奈川県雨量水位情報（ホームページ） <input type="checkbox"/> 神奈川県土砂災害情報ポータル（ホームページ）
避難情報	<input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 市ホームページ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ

防災メール：<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/koho/1026879/1006334/1006336.html>

相模原市気象情報：http://www.micosfit.jp/sagamihara_city/

神奈川県雨量水位情報：https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/

神奈川県土砂災害情報ポータル：<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

なお、市からの気象情報等については、次の FAX 番号及びメールアドレスに伝達される。

登録した 連絡先	FAX 番号	
	メールアドレス	

(2) 情報伝達

別紙 1 「班構成兼緊急連絡網」に基づき電話で関係者に連絡し、館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

6 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	備考
市（防災担当）	危機管理課	042-769-8208	
市（所管部署）			
消防署			
警察署			
避難誘導等の支援者			
医療機関			

7 避難誘導

【屋内避難】

悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合や、土砂が建物に影響を及ぼさない際に屋内避難を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

- (1) 避難場所 屋内避難の際の避難場所は [] とする。
- (2) 避難経路 避難経路は「屋内避難経路図」のとおり。
- (3) 避難手段 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」に定める。施設への危険に関すること（浸水被害や土砂災害、気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋内避難経路図

【屋外避難】

- (1) 避難場所 屋外避難の際の避難場所は [] とする。
- (2) 避難経路 避難経路は「屋外避難経路図」のとおり。
- (3) 避難手段 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（氏名、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理し、利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を別紙2「対応別避難誘導方法一覧表」に定める。施設への危険に関すること（浸水被害や土砂災害、気象状況等）を施設利用者等へ伝達する。避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

屋外避難経路図

8 避難の確保を図るための資機材等の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材や屋内避難の際の物資として使用する資機材は次のとおり。

資 機 材	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり <input type="text"/> ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <input type="text"/> 食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> 常備薬
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ <input type="text"/> ）
浸水を防ぐための対策	
<input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）	

9 防災教育及び訓練の実施

(1)防災教育

- ①施設や避難経路沿いの洪水や土砂災害のリスクについて、ハザードマップ等を利用して周知する。
- ②防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の周知・教育を行う。
- ③気象情報及び避難に関する情報の種類の周知、避難の判断基準の教育を行う。
- ④気象情報及び避難に関する情報をどの様に収集し、伝達するか教育を行う。

(2)防災訓練の実施

- ①毎年 月に別紙3「防災教育及び訓練の年間計画」を作成する。
- ②毎年 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ③毎年 月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

10 自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)統括管理者は、管理者権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2)統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1)班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)各班の任務は、別紙5「自衛水防組織の編成と任務」に掲げる任務とする。

(3)自衛水防組織の活動拠点を定め、各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)を考慮した組織編制に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編制に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1)自衛水防組織の装備品は、別紙5「自衛水防組織の編成と任務」内の「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)自衛水防組織の装備品については、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

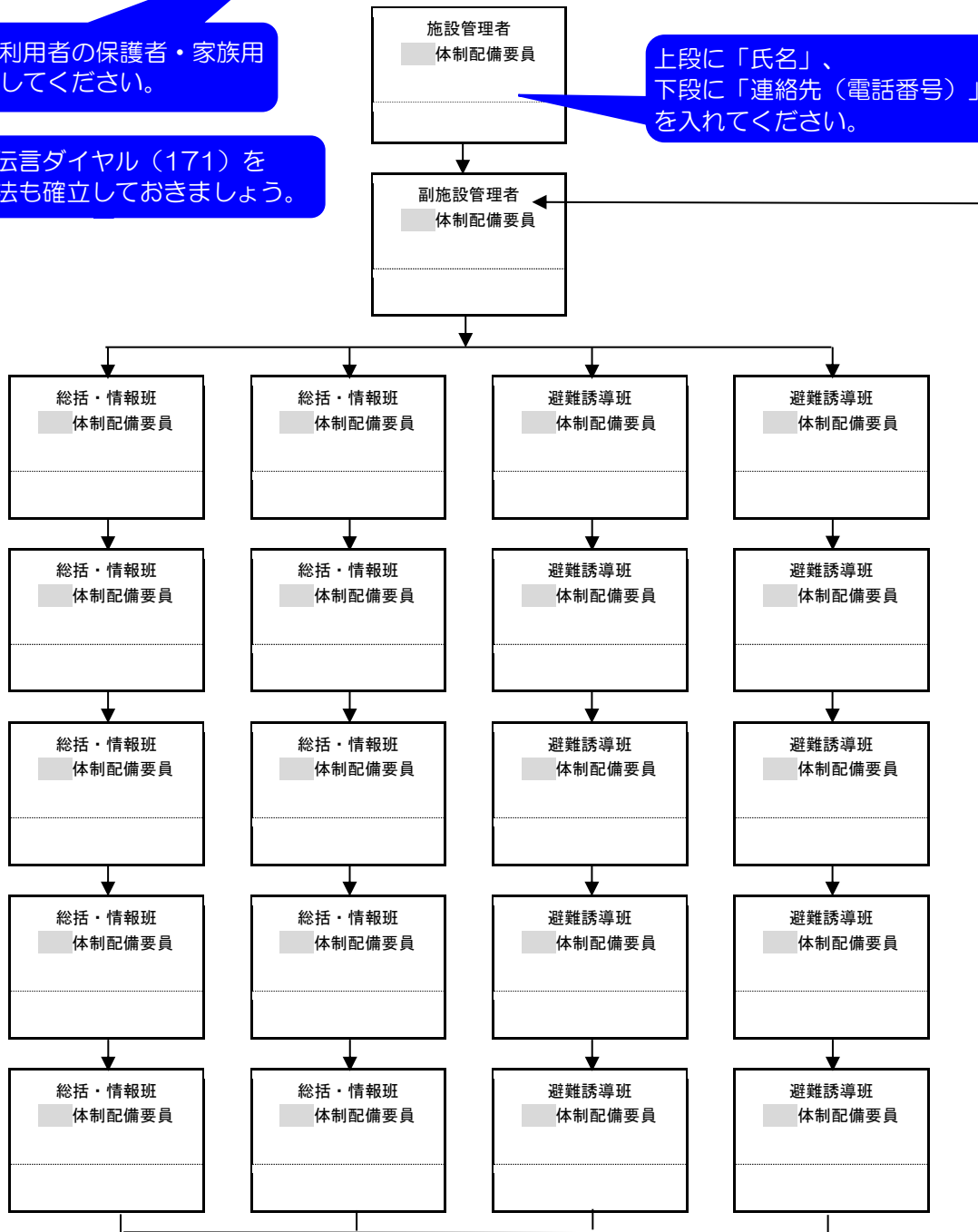
班構成 兼 緊急連絡網

別紙 1

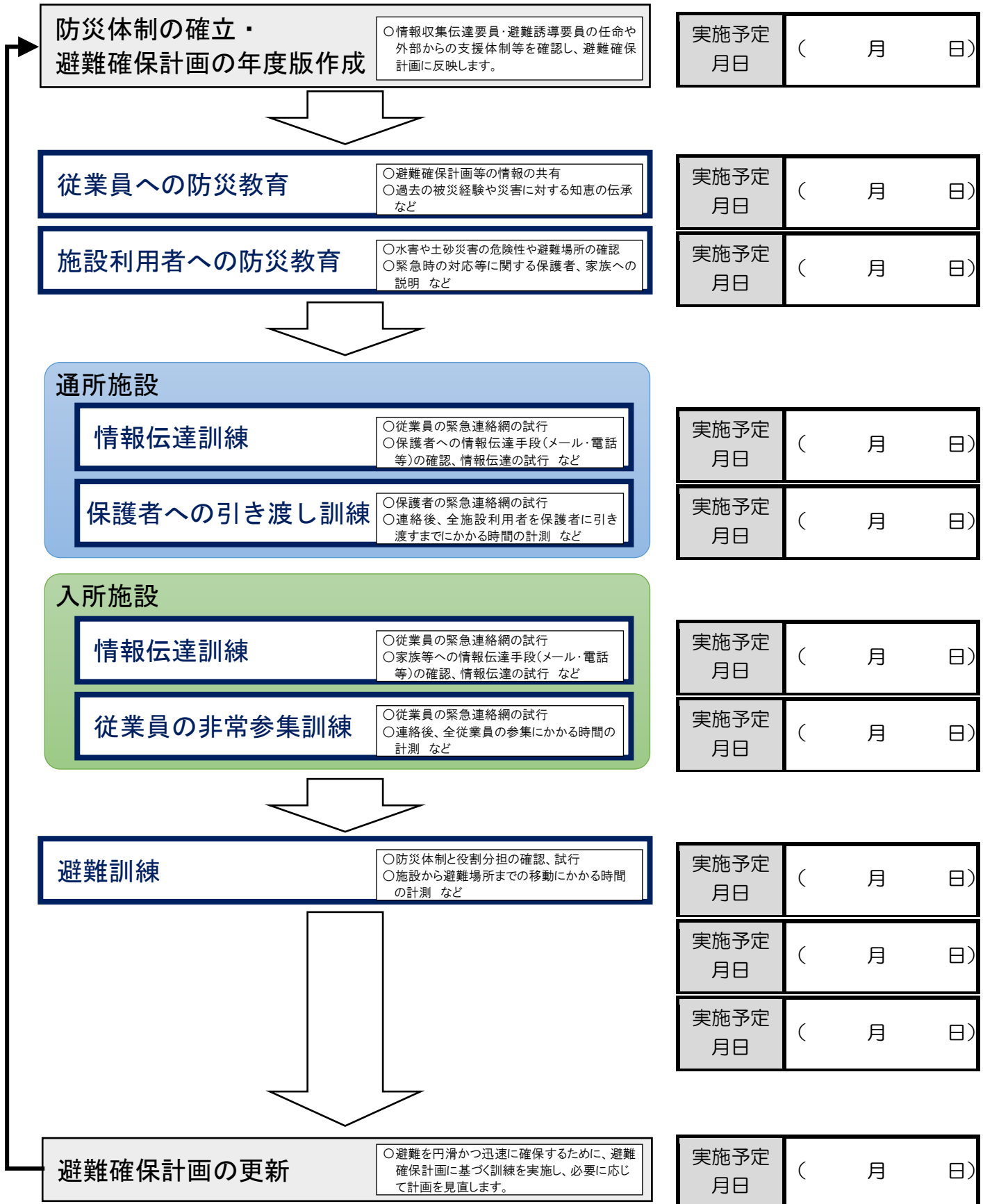
従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



防災教育及び訓練の年間計画



実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

実施予定 月日	(月 日)
------------	--------

自衛水防組織の編成と任務

管理権限者 () (代行者)

	役職及び氏名	任 務
総括・ 情報班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

	役職及び氏名	任 務
避難 誘導班	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

・ 自衛水防組織装備品リスト

任 務	装 備 品
総括・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿（従業員、利用者等） ・ 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） ・ 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿（従業員、利用者等） ・ 誘導の標識（案内旗等） ・ 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） ・ 懐中電灯 ・ 携帯用拡声器 ・ 誘導用ライフジャケット ・ 蛍光塗料